

法人カード規定

1. この規定の取引における契約の成立

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2. カードの利用

普通預金（以下「預金」といいます）について発行した法人キャッシュカード（以下「カード」といいます）は、当該預金口座について次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫（以下、「提携金庫」といいます。）、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます）を使用して預金に預入れをする場合。
- (2) 当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます）を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当金庫の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含む。以下「振込機」といいます）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合。

3. 預金機による預金の預入れ

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作をしてください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座についてカードによる預入れがあった場合には、予め交付した「ATM（現金自動預入支払機）入金専用通帳」へ「お取扱明細票」を綴り込んで保管してください。

4. 支払機による預金の払戻し

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
なお1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が、払戻すことのできる金額を超える時はその払戻しはできません。

5. 振込機による振込

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫の振込機による1日あたりの振込について当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

6. 自動機利用手数料等

- (1) 預金機、支払機または振込機を使用して預金に預入れ、預金の払戻しまたは振込をする場合には、当金庫所定の預金機・支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしでその払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

7. 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込

当金庫は、代理人のためのカードは発行しません。したがって、代理人カードによる預金の預入れ・払戻しおよび振込はできません。

8. 預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前二項による預入れおよび払戻しをする場合には、カードを提出し当金庫所定の入金票または払戻請求書にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り前二項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

9. カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入

カードにより預入れまたは払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合、または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、預入れまたは払戻した金額とは別に、自動機利用手数料金額および振込手数料金額はその合計額をもって通帳に記入します。

10. カード・暗証番号の管理等

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が代表者に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は法人または代表者の電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。
カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに代表者から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

11. 偽造カード等による払戻し

カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫は責任を負いません。

12. 盗難カードによる払戻し

カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫は責任を負いません。

13. カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または法人名、代表者名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14. カードの再発行等

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。
この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

15. 預金機・支払機・振込機への誤入力等

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、

当金庫は責任を負いません。

- (2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

16. 解約、カードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定および決済用普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の代表者確認書類の提示を受け、当金庫が代表者であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第17条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

17. 譲渡、質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

18. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定および振込規定により取扱います。

19. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

20. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上